

令和3年度 特別支援学習奨励金・学友会学習奨励金 募集要項

1. 趣旨

この奨励金は、新型コロナウイルス収束の兆しがみえない中、その影響により家計が急変した世帯の学生及び家計が継続して困窮状態にあり、解消される見込みがない学生にたいして修学機会を確保し、学びを継続してもらうことを目的とするものである。具体的には今年度特別措置として「令和3年度 学習奨励金・学友会学習奨励金」の事業規模を拡大し、前期は給付型奨学金として「新型コロナウイルス等学習奨励金・学友会学習奨励金」の名称で募集をおこない、後期も給付型奨学金として「特別支援学習奨励金・学友会学習奨励金」として授業料の支援をおこなっていく。

2. 採用予定人数／給付金額

・商学部	220人 /	80,000円
・政経学部	250人 /	80,000円
・外国語学部	80人 /	90,000円
・国際学部	90人 /	90,000円
・工学部	120人 /	100,000円

*応募状況により学部毎の採用者数に変更になることがあります。

3. 奨励金の使途

学費（授業料）の一部として充当すること。

4. 受給対象者

外国人留学生を除く学部生

（※「留学」以外のビザの外国籍学部生は対象）

日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）を受給している者も応募できます。

ただし、令和3年10月1日現在で休学中の者、及び履修登録をしていない者、さらに科目等履修生、委託生、受託留学生及び研究生として在籍する者は応募できません。また、今年度①「新型コロナウイルス等学習奨励金・学友会学習奨励金」、②「特別奨学生」、③「学部奨学生」、④「体育奨学生（第1種・第2種）」、⑤「後援会麗澤会体育局奨学金」に採用された者も応募できません。

5. 応募資格

次のA又はBに該当する者

A：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計が急変した者で、次の（1）から（4）の全ての事項に該当する者。

（1）次の①から③の何れかに該当する者

①新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を有する者

②主たる家計支持者1人の令和2年の所得金額が令和元年の所得金額と比較して概ね1/2以下となっている者

③主たる家計支持者1人の令和3年の所得見込額が令和元年もしくは令和2年の所得金額と比較して概ね1/2以下となっている者

（2）主たる家計支持者1人の令和2年の所得金額が概ね次の①又は②であること。上記5. 応募資格A（1）③に該当する者も同様とする。

①給与所得者 841万円以下

②給与所得者以外 355万円以下

(3) 学業成績基準を満たしている者

- ①全学年 : GPA累積1.0以上であることが望ましい。
(特別措置による今回の募集に限った学業成績基準です。)

(4) 「6. 出願書類」に定める書類を提出できる者

B : 家計が継続して困窮状態にあり、解消される見込みがない者で、次の(1)から(3)の全ての事項に該当する者。

(1) 主たる家計支持者1人の令和2年の所得金額が概ね次の①又は②であること。

- ①給与所得者 841万円以下
②給与所得者以外 355万円以下

(2) 学業成績基準を満たしている者

- ①全学年 : GPA累積1.0以上であることが望ましい。
(特別措置による今回の募集に限った学業成績基準です。)

(3) 「6. 出願書類」に定める書類を提出できる者

6. 出願書類

- (1) 【応募資格A・B共通】申請書(提出書類チェック表を含む)
- (2) 【応募資格A・B共通】学業成績表(9月3日以降Takudai Portalよりプリントアウトしたもの。証明書自動発行機による成績証明書は不可)
- (3) 【応募資格A・B共通】市区町村が発行するご両親それぞれの「令和3年課税証明書(令和2年の所得と課税状況がわかるもの)」
- (4) 【応募資格A(1)①】に該当する者は、それに係る受給証明書等(緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予、持続化給付金など)
- (5) 【応募資格A(1)②】に該当する者は、「令和2年課税証明書(令和元年の所得と課税状況が分かるもの)」
- (6) 【応募資格A(1)③】に該当する者は、「令和3年の所得見込額を証明する書類(給与明細等)」。
令和元年と比較して所得が半減した者は、「令和2年課税証明書(令和元年の所得と課税状況が分かるもの)」
- (7) 【応募資格A・B共通】金融機関の通帳のコピー 申請書所定欄に貼り付け
※ネット銀行等で、通帳が無いものはキャッシュカードのコピー可。ただし、コピー後、文字を判読できるもの。
- (8) 【応募資格A・B共通】留学ビザ以外を有する外国籍者は、在留カード等のコピー。
- (9) 【応募資格A・B共通】その他求められた書類

7. 選考方法

書類審査(家計状況を含む)により決定

8. 募集期間

令和3年10月4日(月)～11月5日(金) ※期間延長

窓口受付時間: 平日 9時00分～11時30分、12時30分～17時00分
土曜日 9時00分～13時00分

9. 結果発表

令和3年12月1日(水) 午後

審査結果はTakudai Portal 個人伝言にて連絡いたします。

10. 書類提出先 : 在籍しているキャンパスの学生生活課

11. 振込予定日 : 12月中旬(学費分納4回目)までに入金

出願書類について

1. 「申請書」 ……A4指定用紙4枚（大学HPよりPDFファイルを印刷できます）

※申請書も書類審査の対象になります。

※申請書は誤字脱字のないよう丁寧に学生本人が“**手書きで記入**”してください。

※間違った場合は二重線を引き、訂正印を押印後余白に書き直してください。

なお、**修正液・修正テープ等を使用した願書は受付しません**

○申請書②の4.「家族構成、収入減の概要」のうち、所得に関する部分に記載した内容を証明する資料（給与明細のコピー、その他証明書等）を提出してください。国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書等（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる）があること又は、事由発生後の所得が昨年の所得と比較し概ね1/2以下となっていることが分かるもの。なお資料の内容によっては電話、メール等で確認させていただく場合があります。

○申請書④の7.口座届については、口座番号が分かる通帳（学生本人名義）のコピーを8.金融機関の通帳コピー貼付欄にのり付けし、提出（**口座名義人、店番号、口座番号、金融機関、支店名が記載されたページ**）をしてください。

2. 「学業成績関係書類」

①全学年 …… 9月3日（金）以降Takudai Portalよりプリントアウトした「学業成績表」

※証明書自動発行機による成績証明書は不可。

問い合わせ : 文京キャンパス：学生生活課
TEL：03-3947-7199

八王子国際キャンパス：八王子学生生活課
TEL：042-665-1463

受付時間： 平日 9時00分～11時30分、12時30分～17時00分
土曜日 9時00分～13時00分

※提出された応募書類は選考資料として利用し、採用者への連絡用資料として利用します。

いずれも責任をもって管理致します。なお提出された応募書類は一切返却できませんので予めご了承ください。

以上